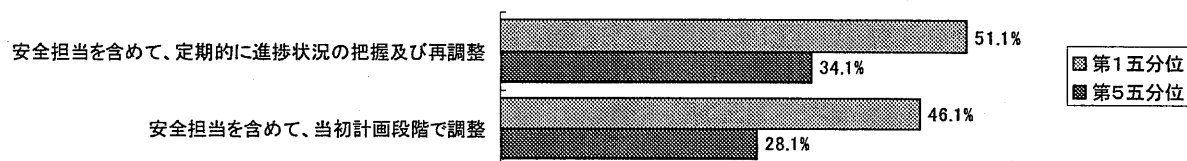


大規模製造業に係る安全衛生管理体制及び活動等に係る自主点検（抄）

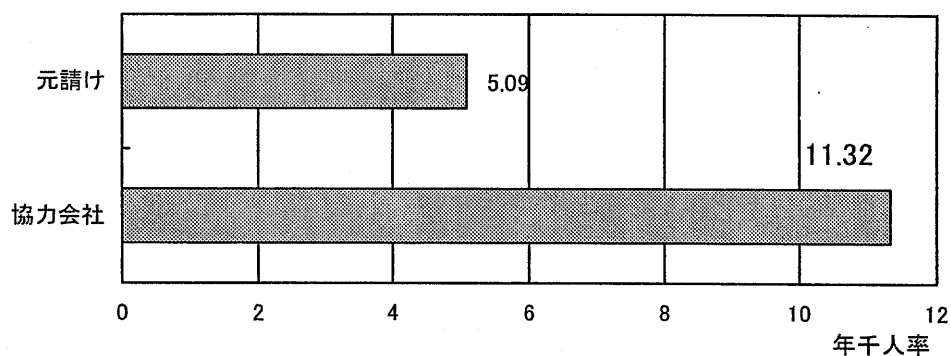
4 協力会社との連携状況

(2) 作業間の連絡調整の実施状況



6 その他

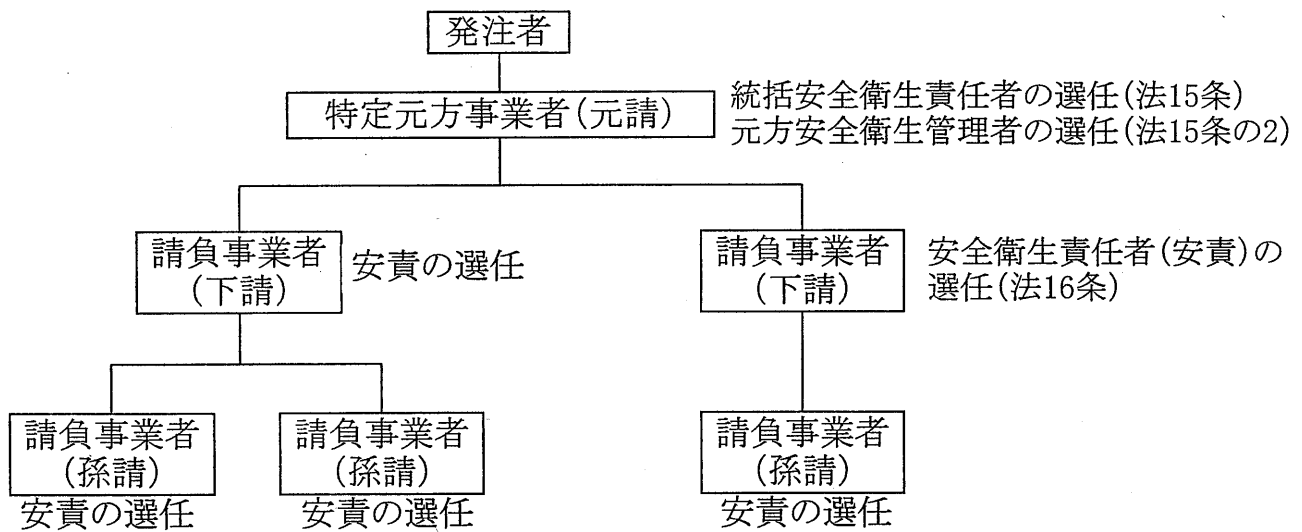
元請けと協力会社の災害発生状況



※ 原則として労働者数 500 人以上の製造業事業場（適宜対象範囲を 300 人以上まで拡大）を対象として、平成 15 年 11 月に全国の都道府県労働局を通じて実施（回収された自主点検表のうち、1,269 事業場分を対象として集計）。

建設業、造船業における元方による安全衛生管理

1 安全衛生管理体制



2 元方事業者の講ずべき措置(法29条)(全業種)

- ① 関係請負人が安衛法に違反しないよう指導を行うこと
- ② 関係請負人が安衛法に違反しているときに是正指示を行うこと

3 特定元方事業者の講ずべき措置(法30条第1項)(建設業、造船業のみ)

- ① 協議組織の設置運営を行うこと
- ② 作業間の連絡調整を行うこと
- ③ 作業場所を巡視すること
- ④ 関係請負人が行う労働者の安全衛生教育に対する指導援助を行うこと
- ⑤ 仕事の工程計画及び機械、設備等の配置計画を作成すること(建設業のみ)
- ⑥ ①から⑤のほか、混在現場における労働災害を防止するため必要な事項(省令)
 - ・ 合図の統一
 - ・ 事故現場の標識の統一 等

4 注文者の講ずべき措置(法31条)(建設業、造船業のみ)

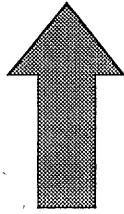
特定事業の注文者(仕事を他人に請け負わせる者)で、自らも仕事を行う者が、請負人の労働者に建設物等を使用させる場合の、建設物等に関する労働災害を防止するため必要な事項(省令)

- ・ 足場についての措置
- ・ クレーンについての措置 等

災害事例及び災害を防止するための必要な措置

災害事例

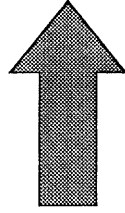
業台親正亡災を行
種車会面し害運す
：を社かた。発ぶる
食押のら。生通通
料し労働突箇路路
品て労働突はあも
製いた者しはあも
業構造B構、るあ
業構が内作とつた。
内運下業とた。
下転請者も
請す事者がに
事業場を台フ
業フ場の車をオ
事場の車をオ
の労働しリク
労働者てフ
者A部ト
者A部ト
Aトが品が
がと死等走



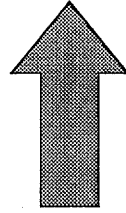
台者オるリ間
車につクめト制
運搬いリ、及限
作てフ親びす
業、ト会台等
に親と社車等
従会の(のの
事社接元運措
すの触方搬置
るのに事経を
下働よ業路講
請者る者並し
事が危)びる
業運険がにこ
者転をフ各と
のす防オ作。
の止一業
労働すク時
働フすク時

必要な措置

業天れ遮者デ請
種井た断Bッ事
：クたさがキ業
鉄レめせ試内場
鋼一、た運にの
業ノ構上転て労
の内こをま働
の集下れ行だ者
電請をう修A
装事修た理が
置業理め作感
が場さ通業電
走のせ電をし
行労たし行死
ト働。たつ亡
ロ者親としてし
リA会こいた。
線に社らたた。
から源労作内
外を働業下



業工つがを檢事レがと
種場た一行作業一横走
：の構ダつ業場ン行行
窯天内上てをのしブ
業井下にい行労横構レ
土レ事いとて者を下キ
石一業てこいで指請装
製ン場走ろたク示事置
品のの行、作レし業の
製檢労ブ親業一た場間
造查働レ会指ンたのに
業前者一社揮運め労挟
点Aキの者転、働ま
檢がの労B士ク者れ
作、点働がCレA死
業ク檢者、に一が亡
をレ及で別対ンクし
請一び当のシクラた。
けン調該下てラブ。
負の整点請クブ部



機械る行しるのれの
等事わ、感遮の立
の業れ機電断あ入
復者る械す、るり
旧に場に起区の
作所台よ危動域禁
業属はる険装で止
とす、は等置の等
試る親さをの作の
運労会ま防施業措
転働社れ止錠の置
な者がるす、制を
などに請危る危険講
のよ負険た険、じ
操つ事、めの関る
作て業通、及係こ
が同者電主ぶ者と
異時にに電お以

業プた材そ一労下材
種レの料の且働請料
：スで供中、者事供
輸を、給にプB業給
送用構台立レが場装
用い内のちスプの置
機て下間入かレ労に
械材請にりらス働背
器具を業け挟れ再Aを
製加場らまた起が打
造工のれつ。動プ擊
業中労てたこさレさ
に働い材れせスれ
プ者た料をたに死
レA柵を見と組亡
スがの取たこみし
がプ扉親ろ込た。
停レを除会、ま
止ス開き社構れ
しとけ、の内た

